

参考資料

令和5年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その8)

議案第 83 号	堺市市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 84 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例	21
議案第 85 号	堺市手数料条例等の一部を改正する条例	23
議案第 86 号	堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例	29
議案第 87 号	堺市立農業公園条例の一部を改正する条例	33
議案第 88 号	堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例	35
議案第 89 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 90 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	39

<議案第83号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、<u>これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内</u>に限り、当該期限を延長することができる。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（中小法人等に対する課税の特例）</p> <p>第16条の2 （略）</p> <p>2 法人税法第4条の7に規定する受託法人については、前項の規定は、</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第5条 市長は、<u>広範囲にわたる</u>災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、<u>地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による指定は、市長が告示によって行うものとする。</u></p> <p>3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、<u>第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内において、期日を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p>（中小法人等に対する課税の特例）</p> <p>第16条の2 （略）</p> <p>2 法人税法第4条の3に規定する受託法人については、前項の規定は、</p>

適用しない。

3～6 (略)
(税額控除)

第17条 1～7 (略)

8 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた額があるときは、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の法第314条の9第1項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

9 (略)
(個人の市民税の徴収の方法)

第21条 (略)

(追加)

(追加)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

適用しない。

3～6 (略)
(税額控除)

第17条 1～7 (略)

8 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた額があるときは、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により、当該納税義務者の同条第1項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

9 (略)
(個人の市民税の徴収の方法等)

第21条 (略)

2 個人の府民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第24条 納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収する。

2～4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額

第24条 納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額は、特別徴収の方法によって徴収する。

2～4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を

を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(給与所得に係る普通徴収税額への繰入れ)

第27条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第22条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第27条の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第24条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以

特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(給与所得に係る普通徴収税額への繰入れ)

第27条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第22条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第27条の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第27条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第24条第1項の

下この条及び第27条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(市民税の減免)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号、第2号及び第7号から第9号までに規定する減免については、当該事由が生じた日前に納期限が経過している市民税(特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月までの市民税)を除くものとする。

(1) (略)

(2) 失業者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1項に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者をいう。)で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年(以下この項において「賦課期日の属する年」という。)中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の給与所得金額

規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第27条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(市民税の減免等)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに規定する減免については、当該事由が生じた日前に納期限が経過している市民税(特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月までの市民税)を除くものとする。

(1) (略)

(2) 失業者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1項に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者をいう。)で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年(以下この項において「賦課期日の属する年」という。)中の合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の給与所得金額

の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額（法第314条の2第2項に規定する基礎控除額に相当する額を控除した後の金額とする。ただし、次に掲げる者の区分に応じ、当該金額からそれぞれ次に定める額を控除した後の金額とする。以下この号、次号、第8号及び第9号において同じ。）が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

ア (略)

イ 法第314条の2第7項の配偶者特別控除額がある者 法第314条の2第1項第10号の2にそれぞれ定める金額

ウ (略)

エ 法第292条第1項第9号の扶養親族（法第314条の2第5項に規定する同居直系尊属（以下この号において「同居直系尊属」という。）を除く年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 1人につき38万円

オ (略)

カ 法第314条の2第4項の同居特別障害者を有する者 1人につき23万円

(3)～(10) (略)

2 (略)

3 1の納税義務者が第1項各号及び前項に規定する減免事由の2以上に該当するときは、そのうち最も有利な減免の割合を適用する。

4 (略)

の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額（法第314条の2第2項に規定する基礎控除額に相当する額を控除した後の金額とする。ただし、次に掲げる者の区分に応じ、当該金額からそれぞれ次に定める額を控除した後の金額とする。以下この号、次号、第8号及び第9号において同じ。）が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

ア (略)

イ 法第314条の2第6項の配偶者特別控除額がある者 法第314条の2第1項第10号の2にそれぞれ定める金額

ウ (略)

エ 法第292条第1項第9号の扶養親族（法第314条の2第4項に規定する同居直系尊属（以下この号において「同居直系尊属」という。）を除く年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 1人につき38万円

オ (略)

カ 法第314条の2第3項の同居特別障害者を有する者 1人につき23万円

(3)～(10) (略)

2 (略)

3 一の納税義務者が第1項各号及び前項に規定する減免事由の2以上に該当するときは、そのうち最も有利な減免の割合を適用する。

4 (略)

(追加)

(市民税の減免に関する申請等)

第30条 1・2 (略)

(追加)

3～5 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「令和4年新法」という。)

第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和4年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和4年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按

5 市長は、第1項第2号、第3号又は第8号の規定により減免を受けた者が、その後において、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなったと認めるときは、規則で定めるところにより、当該減免の全部又は一部を取り消すことができる。

(市民税の減免に関する申請等)

第30条 1・2 (略)

3 前条の規定により市民税の減免を受けた者は、市長から減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類の提出を求められた場合は、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

4～6 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「令和5年新法」という。)

第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和5年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和5年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按

分の申出)

第34条の2 (略)

2 特定被災共用土地（法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る固定資産税額の按分の申出は、特定被災共用土地納税義務者（法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者をいう。第5号及び第4項において同じ。）の代表者が被災年度（法第349条の3の3第1項に規定する被災年度をいう。第3号及び第45条の3において同じ。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（以下この項及び第45条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第45条の3において、「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第45条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第45条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第45条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月

分の申出)

第34条の2 (略)

2 特定被災共用土地（法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る固定資産税額の按分の申出は、特定被災共用土地納税義務者（法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者をいう。第5号及び第4項において同じ。）の代表者が被災年度（法第349条の3の3第1項に規定する被災年度をいう。第3号及び第45条の3において同じ。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（以下この項及び第45条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第45条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第45条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第45条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第45条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月

3 1日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の課税免除)

第35条 次の各号に掲げる固定資産に対しては、固定資産税を課さない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(追加)

(固定資産税の減免)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、第24号、第25号及び第27号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産（第31条第1項の規定により所有者

3 1日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(6) (略)

3・4 (略)

(固定資産税の課税免除)

第35条 次の各号に掲げる固定資産に対しては、固定資産税を課さない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは同条第2項の特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物(以下この号において「史跡等」という。)である土地又は史跡等(家屋であるものを除く。)の存する土地

(固定資産税の減免)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、第24号、第25号及び第27号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産（第31条第1項の規定により所有者

とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において同じ。)がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあってはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。

(1)～(9) (略)

(10) 大阪府文化財保護条例(昭和44年条例第5号)第7条第1項の大阪府指定有形文化財若しくは同条例第46条第1項の大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物又は堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項の堺市指定有形文化財若しくは同条例第33条第1項の堺市指定史跡、堺市指定名勝若しくは堺市指定天然記念物である家屋又はその敷地 免除

(11) (略)

(12) 文化的及び学術的価値が高い古墳(第45条の2の住宅用地を除く。)で規則で定めるもの 3分の2減

(12の2)～(27) (略)

2～5 (略)

(固定資産税の減免に関する申請等)

とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において同じ。)がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあってはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。

(1)～(9) (略)

(10) 大阪府文化財保護条例(昭和44年条例第5号)第7条第1項の大阪府指定有形文化財若しくは同条例第46条第1項の大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物若しくは堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項の堺市指定有形文化財若しくは同条例第33条第1項の堺市指定史跡、堺市指定名勝若しくは堺市指定天然記念物(以下この号において「大阪府指定有形文化財等」という。)である土地若しくは家屋又は大阪府指定有形文化財等の存する土地 免除

(11) (略)

(12) 文化的及び学術的価値が高い古墳(第45条の2第1項の住宅用地を除く。)で規則で定めるもの 3分の2減

(12の2)～(27) (略)

2～5 (略)

(固定資産税の減免に関する申請等)

第43条 前条第1項又は第5項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項第1号、第2号、第9号から第11号まで、第12号の2、第13号、第14号、第16号から第24号まで、第26号又は第27号の規定の適用を受けた固定資産について、引き続きこれらの規定を適用する場合及び開発に伴う本市への寄附及び帰属の場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 前条第1項又は第5項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、第1項に規定する場合のほか、市長から減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類の提出を求められた場合は、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

4～6 (略)

(種別割の税率)

第56条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

第43条 前条第1項又は第5項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項第1号、第2号、第9号、第10号、第12号の2から第24号まで、第26号又は第27号の規定の適用を受けた固定資産について、引き続きこれらの規定を適用する場合並びに本市への寄附及び帰属に係る固定資産について、同項第5号の規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 前条第1項又は第5項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、市長から減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類の提出を求められた場合は、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

4～6 (略)

(種別割の税率)

第56条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和4年新法附則第15条第15項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和5年新法附則第15条第14項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合

合は、5分の3とする。

- 4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第26項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第26項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 6 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第26項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第29項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に令和4年新法附則第15条第33項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

は、5分の3とする。

- 4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第25項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第25項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 6 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第25項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和5年新法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に令和5年新法附則第15条第32項に規定する総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に設置された令和4年新法附則第15条第34項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第64条に規定する政令で定める特例対象資産に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

(追加)

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新築された令和4年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(追加)

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に設置された令和5年新法附則第15条第33項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(削る)

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額)

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に新築された令和5年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に令和5年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ

うとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の9 (略)

(追加)

うとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の9 (略)

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了し

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第4条 (略)

(令和2年度分から令和5年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第4条 (略)

(令和4年度分から令和8年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(削る)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ}

(削る)

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

4 第1項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る)

5 第1項に規定する3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る)

6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例等）

第21条の5 1・2 （略）

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第54条

2 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

3 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例等）

第21条の5 1・2 （略）

（削る）

の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が法附則第29条の8の2に規定する特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

4 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車であつて自家用のものに対しては、当該軽自動車の取得が前項に規定する特定期間に行われたときに限り、第54条の3第1号の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(削る)

< 議案第 8 4 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例 >

堺市印鑑条例（昭和 6 2 年条例第 2 0 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 1 4 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、<u>当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより</u>、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 1 4 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。<u>以下「公的個人認証法」という。</u>）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号口に規定する移動端末設備（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、<u>これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより</u>、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

< 議案第 85 号 堺市手数料条例等の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（理容師法関係手数料）</p> <p>第 27 条 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号。<u>以下この条において「法」という。</u>）第 11 条の 2 の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>理容所の検査手数料 1 件 16,000 円</p> <p>2 <u>届出者が法第 11 条の 2 の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000 円」とあるのは、「12,900 円」とする。</u></p>	<p>（理容師法関係手数料）</p> <p>第 27 条 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 2 の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>理容所の検査手数料 1 件 16,000 円</p> <p>（削る）</p>
<p>（美容師法関係手数料）</p> <p>第 28 条 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号。<u>以下この条において「法」という。</u>）第 12 条の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>美容所の検査手数料 1 件 16,000 円</p> <p>2 <u>届出者が法第 12 条の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000 円」とあるのは、「12,900 円」とする。</u></p>	<p>（美容師法関係手数料）</p> <p>第 28 条 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。</p> <p>美容所の検査手数料 1 件 16,000 円</p> <p>（削る）</p>

(クリーニング業法関係手数料)

第29条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下この条において「法」という。）第5条の2の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。

クリーニング所の検査手数料 1件 16,000円

2 届出者が法第5条の2の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。

(旅館業法関係手数料)

第30条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) (略)

(2) 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 1件 7,400円

2 申請者が法第3条第1項本文の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項第1号の規定の適用については、同号中「22,000円」とあるのは、「16,300円」とする。

(クリーニング業法関係手数料)

第29条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づく検査に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を届出者から徴収する。

クリーニング所の検査手数料 1件 16,000円

(削る)

(旅館業法関係手数料)

第30条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) (略)

(2) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 1件 7,400円

(削る)

(興行場法関係手数料)

第31条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下この条において「法」という。)第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)・(2) (略)

2 申請者が法第2条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合(当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。)における前項の規定の適用については、同項第1号中「22,000円」とあるのは「16,300円」と、同項第2号中「11,000円」とあるのは「10,100円」とする。

(公衆浴場法関係手数料)

第32条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下この条において「法」という。)第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

浴場業許可申請手数料 1件 22,000円

2 申請者が法第2条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合(当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。)における前項の規定の適用については、同項中「22,000円」とあるのは、「16,300円」とする。

(興行場法関係手数料)

第31条 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)・(2) (略)

(削る)

(公衆浴場法関係手数料)

第32条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

浴場業許可申請手数料 1件 22,000円

(削る)

堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(手数料)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第54条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等（次項において「組立式店舗等」という。）で行う場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に定める額の50パーセントに相当する額とする。</p> <p><u>3 許可営業者からその許可に係る営業を譲り受けた者が営業許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表に定める更新申請手数料の額（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあつては、同表に定める更新申請手数料の額の50パーセントに相当する額）とする。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前各項の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>6（略）</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第54条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等で行う場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に定める額の50パーセントに相当する額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>3（略）</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前3項の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5（略）</p>

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び<u>第5条第3号</u>並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき旅館業の許可の制限区域、旅館業の営業の施設について講ずべき措置の基準等及び旅館業の施設の構造設備の基準を定め、併せて法の施行について必要なその他の事項を定める。</p> <p>（<u>法第5条第3号</u>の条例で定める事由）</p> <p>第6条 <u>法第5条第3号</u>の条例で定める事由は、<u>同条第1号又は第2号</u>に該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び<u>第5条第1項第4号</u>並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき旅館業の許可の制限区域、旅館業の営業の施設について講ずべき措置の基準等及び旅館業の施設の構造設備の基準を定め、併せて法の施行について必要なその他の事項を定める。</p> <p>（<u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由）</p> <p>第6条 <u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由は、<u>同項第1号から第3号までのいずれかに</u>該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p>

< 議案第 86 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例 >

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種別	金額	種別	金額
（略）		（略）	
堺市立幼稚園保育料	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 2 号の政令で定める額を基準として、同法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額	堺市立幼稚園保育料	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 2 号の政令で定める額を基準として、同法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用料）</p> <p>第6条 前条第2号及び第3号に掲げる児童で、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けたものについては、次に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>（1）法第21条の5の3第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 前条第4号に掲げる者で、法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を受けたものについては、同項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。</p> <p>3 前条第5号に掲げる者で、障害者支援法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第6条 前条第2号及び第3号に掲げる児童で、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けたものについては、次に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>（1）法第21条の5の3第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 前条第4号に掲げる者で、法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を受けたものについては、同項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。</p> <p>3 前条第5号に掲げる者で、障害者支援法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。</p>

堺市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定める。</p>

< 議案第 87 号 堺市立農業公園条例の一部を改正する条例 >

堺市立農業公園条例（平成 12 年条例第 21 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第 19 条 市長は、第 17 条の規定により指定管理者に公園の管理をさせようとするときは、<u>公の施設の管理運営に関する実績及び公園の特殊性を勘案し、本市が出資する法人及び公共的団体のうちから適当と認めるものを指定するものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第 19 条 市長は、第 17 条の規定により指定管理者に公園の管理をさせようとするときは、<u>次の各号のいずれかにより指定管理者を指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 本市が出資する法人及び公共的団体（以下これらを「法人等」という。）の設立趣旨、公の施設の管理運営に関する実績等並びに公園の特殊性を勘案し、当該法人等の特性を活用して公園の運営を図ろうとする場合 当該法人等のうちから指定</u></p> <p><u>(2) 前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体の技術又は技能を活用して公園の運営を図ろうとする場合 特別な事由があると認める場合を除き、公募により指定</u></p> <p>2・3 (略)</p>

<議案第88号 堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例>

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）																					
<p>（行為の禁止）</p> <p>第4条 フォレストガーデンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、菜園における<u>作物の収穫及び害虫等の防除</u>その他市長においてフォレストガーデンの管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 植物を採取し、又は損傷すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 工作物を<u>設置</u>すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>（菜園の使用期間）</p> <p>第9条 菜園の使用期間は、1区画1回につき<u>2年以内</u>とする。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p>	<p>（行為の禁止）</p> <p>第4条 フォレストガーデンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、菜園における<u>農作物の栽培及び収穫並びに害虫等の防除</u>その他市長においてフォレストガーデンの管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 植物を<u>栽培し、</u>採取し、又は損傷すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 工作物を<u>設置し、又は物品等を放置</u>すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>（菜園の使用期間）</p> <p>第9条 菜園の使用期間は、1区画1回につき<u>4年以内</u>とする。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大区画</td> <td>おおむね50平方メートル</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>小区画</td> <td>おおむね25平方メートル</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	金額（年額）	大区画	おおむね50平方メートル	30,000円	小区画	おおむね25平方メートル	15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大区画</td> <td>おおむね50平方メートル</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>小区画</td> <td>おおむね25平方メートル</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の区画</td> <td>—</td> <td>1平方メートルにつき600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	金額（年額）	大区画	おおむね50平方メートル	30,000円	小区画	おおむね25平方メートル	15,000円	その他の区画	—	1平方メートルにつき600円
区分	面積	金額（年額）																				
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円																				
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円																				
区分	面積	金額（年額）																				
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円																				
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円																				
その他の区画	—	1平方メートルにつき600円																				

< 議案第 89 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市景観賞 選考委員会	(略)			堺市景観賞 選考委員会	(略)		
堺市駅前公 共施設用地 活用事業者 選定委員会	堺市駅前公共施設用地活用 事業に係る事業者の選定に ついての審議及び審査に関 する事務	5 人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで	(削る)			
堺市建設局 指定管理者 候補者選定 委員会	(略)			堺市建設局 指定管理者 候補者選定 委員会	(略)		
(略)				(略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			

< 議案第90号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例 >

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（急速充電設備）</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>（追加）</p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p>

(追加)

- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (3)～(5) (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14)・(15) (略)
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 分離型のものの充電ポスト

- (2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3)～(5) (略)
- (6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等との衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14)・(15) (略)
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に

ア～エ (略)

(追加)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第33条 1・2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第33条 1・2 (略)

(削る)

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。）

(追加)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第58条 別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる措置

ア 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置

イ アの喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（喫煙専用室標識（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識をいう。）を掲示する場合を除く。）

4 第2項又は前項第2号イに規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける標識の図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける標識の図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に、それぞれ適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第58条 別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同

表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第3備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの欄において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの欄において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第3備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第2備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの欄において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの欄において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ (略)

(2) 可燃性液体類等(別表第2備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地进行を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地进行の幅
(略)		

(2) 別表第3に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にある場合は、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱

(3)・(4) (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地进行を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地进行の幅
(略)		

(2) 別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第2で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にある場合は、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱

うことができる。

3 (略)

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第59条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 再生資源燃料（別表第3備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア～エ (略)

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第3備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をい

うことができる。

3 (略)

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第59条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 再生資源燃料（別表第2備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア～エ (略)

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第2備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をい

う。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分	距離
(略)	

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第3で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ (略)

エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井(天井のない場合は、屋根)を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。)で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上

う。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分	距離
(略)	

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア (略)

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第2で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ (略)

エ 別表第2で定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井(天井のない場合は、屋根)を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。)で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上

の基準によること。

ア (略)

イ 別表第3で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

(危険要因の把握等)

第60条 別表第3で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第88条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合は、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物）及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とす

の基準によること。

ア (略)

イ 別表第2で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

(危険要因の把握等)

第60条 別表第2で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第88条 少量危険物（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合は、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物）及び別表第2で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とす

る。

2 (略)

別表第2 (第33条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

る。

2 (略)

(削る)

別表第3 (第58条、第59条、第60条、第88条関係)

品名	数量
(略)	

備考

- 1 「綿花類」とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 「ぼろ及び紙くず」とは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 3 「糸類」とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 4 「わら類」とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干

別表第2 (第58条、第59条、第60条、第88条関係)

品名	数量
(略)	

備考

- (1) 「綿花類」とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) 「ぼろ及び紙くず」とは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- (3) 「糸類」とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- (4) 「わら類」とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干

し草をいう。

5 「再生資源燃料」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

6 「可燃性固体類」とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超えて40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

7 「石炭・木炭類」には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

8 「可燃性液体類」とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温

し草をいう。

(5) 「再生資源燃料」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

(6) 「可燃性固体類」とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超えて40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

(7) 「石炭・木炭類」には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(8) 「可燃性液体類」とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温

度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

9 「合成樹脂類」とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

(9) 「合成樹脂類」とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

令和5年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

令和5年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-23-0059

